

八雲町特別職給料審議会議事録

日 時：令和6年12月13日（金） 13:30～15:30

場 所：八雲町役場 第1・2会議室

出席委員： 大野尚司委員、井口啓吉委員、水口忠行委員、近藤安幸委員、鶴見早苗委員、
浅沼真委員、櫛桁悟委員、東間和浩委員、小山程委員

八 雲 町： 町長 岩村克詔、総務課長 竹内友身、総務課長補佐 山本貴志
財務課長 川崎芳則、議会事務局長 野口義人 議会事務局議事係長 千代貴大
人事厚生係長 長谷川佳洋、総務係長 手塚秀峰、

総務課人事厚生係長

ただいまから八雲町議会議員報酬及び特別職給料審議会を開催いたします。これより本審議会の会長が選任されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。また、本日は八雲町議会議員報酬及び特別職給料審議会条例第5条の規定に基づきまして、過半数の委員が出席していることを報告いたします。（当日欠席者1名）

それでは最初に町長から辞令書を交付させていただきます。

委員の任期につきましては、諮問に係る審議が終了するとき、いわゆる町長へ答申を提出した日までとなりますのでよろしくお願いいたします。次に、委員紹介に移ります。恐れ入りますが、本日ご出席いただきました委員の皆様から、お1人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。次第は次ページに委員名簿をつけておりますので、この順にお願いしたいと思います。（委員より自己紹介いただきました。）

続きまして審議会の事務局を担当する総務課職員と資料の説明を担当する議会事務局職員の紹介、あわせて財務課から本日課長が出席していただいておりますので紹介いたします。（職員の紹介。）

続きまして町長からご挨拶申し上げます。

八雲町長

町長の岩村でございます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただき、また、審議会委員の就任をご承諾をいただきまして誠にありがとうございます。皆様方には日頃より町行政の推進に対しまして、ご支援とご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼を申し上げます。さて、八雲町議員報酬及び特別職給料審議会条例において、議員報酬及び給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬および給料の額について審議会の意見を聴くものとされております。このため、委員の皆様におかれましては、商工業や農業・漁業、労働団体などを代表する立場で、これまでにも様々な形で調整に携わっていただいていることから、それぞれの客観的な立場で、ご審議をいただける方として委嘱をさせていただきました他、一般公募したところ、3名の方からご応募をいただきましたので、町民の率直な意見をいただける方として委嘱をさせていただきました。

直近の審議会の開催状況といたしましては、令和4年度に開催しております。町長、副町長および教育長の給料月額の改定についてご審議をいただいたところであり、今回は、町議会議員の議員報酬の改正について、限られた期間ではありますが、委員の皆様方が、忌憚のない

ご意見、ご審議を賜りたいと思います。

結びに、委員の皆様方のご健勝を祈念いたしますとともに、今後とも町行政へのご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げ、挨拶といたします。本日はどうぞよろしく願ひいたします。

総務課人厚生係長

次に会長の選任でございますが、会長は八雲町議員報酬及び特別職給料審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。皆様からのご発言をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか？

委員

何か事務局の案があれば願ひします。

総務課人厚生係長

ありがとうございます。それでは、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか？事務局といたしましては、八雲町町内会等連絡協議会の会長であります大野委員に願ひしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか？（委員より賛同あり。）ありがとうございます。大野委員よろしく願ひいたします。それでは大野委員は会長席へご移動願ひしまして、一言いただければと思ひます。

会長

ただいま委員の皆様からご同意をいただきまして、議員報酬の改正につきまして、審議のまとめ役という重要な役目を仰せつかりました。今回の議会議員の報酬改正につきましては、各委員さんの忌憚のないご意見をいただき、改正することが妥当なのかどうか、その辺も十分考えて、協議をしていただきたいと存じますので、よろしく願ひいたします。

総務課人厚生係長

続きまして、町長より会長へ諮問させていただきますが、諮問事項につきまして、総務課長よりご説明申し上げます。

総務課長

それでは私から今回の質問事項について説明させていただきます。今回の質問事項は議員報酬の改正でございます。

議員報酬の額については、令和3年の11月から、現行の議員報酬額に改正しております。議員報酬の算出にあたっては、町長と議員の活動日数による比率を求めて、その日数を町長の給料に掛け合わせて計算するという方法を取り入れた経過がございます。

これまで行財政改革の一環ということで町長の給料額を減額してきましたが、令和5年4月からそれを復元したということで、今回これに基づき、議員報酬の額を増額改正することについて諮問するという内容になってございます。どうぞよろしく願ひいたします。

総務課人事厚生係長

それでは、町長から会長へ諮問書をお渡しいたします。

それではここで町長は退席させていただきます。この後の会議の進行につきましては、大野会

長にお願いしたいと思います。

会長

ただいま町長より議員報酬の改定について諮問をいただきましたので、それに従いまして、本日の審議会を開催いたします。委員会の進め方でございますが、まず資料の説明を担当職員から受けた後、審議に入りたいと思います。

次に委員皆様から質問を受けたいと思います。全ての質問が終了しましたら、改めて委員皆様からご意見をいただきたいと思います。なお、会議録を作成するため、審議内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、資料説明につきまして、担当職員から説明をお願いいたします。

議会事務局

委員の皆様におかれましては、議会運営に対しまして、日頃からご指導、ご助言をいただいていることに対しましてお礼を申し上げます。座って説明させていただきますのでご了承願います。

それでは八雲町議会議員報酬の改正についてでございますが、前回の議員報酬の改正に当たっては、令和2年10月28日に町長から答申が出され、その内容を最大限尊重いたしまして、これまで不明確だった議員報酬の算出根拠について、原価方式という議員の活動量と町長の活動量の割合で給与額を積算するスタイルを導入し、施行期日を議会側で示した令和3年4月からではなく、答申通りに改選後の令和3年11月から運用したところでございます。

今回諮問を行った理由としましては、先ほど総務課長から説明ございましたが、新しく導入した原価方式の基礎額となります町長の給料月額が令和5年4月1日から、過去に町の財政難により10%を削減したものを、削減前の90万円に復元したことに伴い、議員報酬の改正を行う考えでございます。

本来町長の給料が復元されたタイミングでの改正も議論され、次期改選期に向けて進めることでの結論により、令和7年11月からの適用として、この時期に意見をまとめたところでございます。議会側の総意としましては、今回明確化された積算方法により運用することで諮問をお願いしたとございますが、その諮問において町側から一般会計の財政試算の推計や、昨日、八雲・熊石両病院の今後の収支見通しが報告され、八雲総合病院及び熊石国保病院においては、通年で内部留保が枯渇する状況も想定されるなどにより、一般会計からの多額な特別繰出金が見込まれる状況が考えられる中で、議員報酬については算定根拠により改正は行う予定でおりますが、来年11月からの支給に当たっては議員自分たちもメスを入れ、相当期間運用を延伸する考えでありますことを申し添えいたします。それでは配布資料の説明に入りますので、担当係長の千代から説明いたします。

議会事務局

説明担当の議会事務局議事係長千代と申します。同じく座りながら失礼させていただきます。お配りしてございます資料1の1ページ目上段、(1)をご覧ください。議員の活動量を数値化するため、原価方式導入にあたり、前回より活動の範囲を設定してございます。

活動率の算出に当たりましては、議員の職務として認められる公務性が必要であることから、対象とする活動の範囲を四つに分類してございます。これら四つの分類を活動の対象に、活動日数の算出をします。次に(2)議会活動のカウント方式については、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の議会活動について対象とし、活動があった日は全て1日の

活動と勘定して算出いたしました。

続きまして2ページ目、上段の(3)をご覧ください。こちらは活動人数の算出でございます。具体的に申し上げますと、定例会で午前中から夕方の1日会議があった日も、あるいは2時間委員会があった日も同じく活動としては1日とカウントします。算出した具体的な活動日数についてまとめておりました、まず議長、副議長、議員の議会活動日数の算出について違いがございます。議長については、八雲町議会議長として参加した会議及び要望等の実績により算出しています。

例えば、4月は高校の入学式に来賓として出席。5月は団体の総会に来賓として出席。6月は定例会といったように、議長として活動した日数を積み上げて算出しております。

次に副議長については八雲議会副議長として参加した会議及び業務等の実績に所属委員会等の日数を合わせて算出しており、議長と同じように、来賓として出席した会議や定例会や、所属している委員会の出席といったものを積み上げて算出しております。

議員については、確認によって所属する委員会などに違いがあるため、各対象となる会議の組み合わせによって、委員1人ずつ日数を積み上げし、議員全員の合計活動日数から、1人当たりの平均の日数を算出しております。

議員の議会活動日数については、表をご覧ください。表には議員の活動を二つに分けて記載しております。表の左側、こちらは議員全員が対象となる会議や活動をまとめており、まず、定例会が12日、臨時会が6日、予算特別委員会が3日といった具合ですが、会議によっては、括弧書きされている日数がございます。これは会議が開催された日数を表しております、先ほど説明した通り、活動日数のカウントについては、活動のあった日を1日とカウントするため、例えば定例会だけ開催した日も、定例会とその後全員協議会を開催した日もカウントとしては同じ1日としております。そのため、全員協議会を例に挙げますと、全員協議会は全部で13日の開催がありましたが、他の会議と重複せずに、活動日数としてカウントするという日が、3日あるということがございます。続いて表の右側をご覧ください。こちらは議員によって所属の委員会があり、議員ごとに対象となる議会活動について記載しております。括弧内の数字については、先ほど説明申し上げた通りでございます。所属議員で最低8日から最大31日の活動日数の幅がございます。

左の表の全員が対象となる活動と合わせると、42日から65日の活動がございまして、参考例を列挙してございますので、後ほどご覧ください。各議員の議員活動日数については、次の3ページ上段をご覧ください。

議会活動は議長が122日、副議長が83日、議員は1人当たりの平均として54日という結果になっております。次は日常の活動日数の算出についてです。(4)をご覧ください。議員としての日常における活動については、客観的にこれぐらいの日数を行っているという把握が難しいことから、議会議員活動に伴う調査研究、あるいは情報収集と、住民からの相談や各地区町内会への参加といった住民との接触について、それぞれ月に2回2日としている全国標準を採用して数値化することといたしました。

この考えに基づいた日常活動日数は、議長、副議長、委員それぞれ48日と算出されます。続きまして(5)をご覧ください。議会活動日数と日常活動日数を合計した議員活動日数は、議長は170日、副議長が131日、委員が102日の算出結果となっております。

次に、4ページをお開き願います。比較を行う町長の職務遂行日数の算出についてです。町長の職務遂行についても議員と同じく、令和5年1月1日から12月31日までの1年間の活動を対象といたしまして、公務が行われた日は全て1日としてカウントいたしました。

これに基づき算出した町長の職務遂行日数は291日でございます。この結果をもとに算出し

た議員の活動日数と、町長の職務遂行日数の比較結果をページ中段に記載してございます。小数点以下を切り捨てし、町長の職務に対する割合が、議長は 58%、副議長は 45%、議員が 35%という結果になってます。

そして、原価方式による比較結果から、単純に積算した報酬額が下段の表の通りで、議長が 52 万 2000 円、副議長は 40 万 5000 円、議員が 31 万 5000 円という試算結果でございます。続いて資料 5 ページをご覧ください。ただいま説明いたしました積算結果を受けまして、議員報酬算定根拠をどのように設定するか協議した結果についてまとめてございます。

まず、(1) 議員の報酬算定の根拠についてですが、議員の活動日数は 102 日と算出され、町長の職務遂行日数 291 日に対する割合は 35%と算出しました。同様に、議長が 58%、副議長は 45%と算出しましたが、現在の報酬額の設定率が全国標準と比較しても妥当な数値であることなどから、全て現状を据え置いて報酬額として算出したところでございます。

資料上段から議員が町長報酬月額率の 30%で 27 万円、議長が 42%で 37 万 8000 円、副議長が 34%で 30 万 6000 円として、改正額を議会として算出したものでございます。次の 6 ページをお開き願います。(4)、委員長の報酬についても、前回基準を定めましたので、前段の議員、議長、副議長と同様に、現状での率 31.5%に据え置き、報酬額として 28 万 3000 円と算出したところでございます。続きまして、7 ページをご覧ください。それぞれ設定しております算出根拠に基づいた報酬額への改正案を記載してございます。

一覧表の上段は、原価方式導入前の令和 3 年 10 月までの報酬額と、現在の報酬額を記載しております。下段が、今回議会として原価方式に当てはめた改正金額及び比較内容でございます。改正を行うと、議長が現状より 3 万 8000 円増額の 37 万 8000 円、副議長で 3 万 1000 円増額の 30 万 6000 円、委員長が 2 万 8000 円増額の 28 万 3000 円、議員が 2 万 7000 円増額の 27 万円の報酬額となります。

8 ページから 9 ページは、参考までに令和 5 年 7 月 1 日現在の全国町村議会実態調査の結果が公表された資料から、報酬額上位団体を全国・全道・渡島枠で抜粋したものです。

資料 9 ページの一番下の渡島平均に訂正がございました。議長が 27 万 2200 円と記載がありますが、正しくは 29 万 2800 円、隣に 21 万 8100 円とございますのは、正しくは 23 万 3000 円、全道平均 18 万 4700 円とありますのは、正しくは 20 万 1900 円が正しいものでございます。

また資料 2 につきましては、道南自治体の市を除く状況、そして資料 3 につきましては人口規模が 1 万人から 2 万人の八雲町と同程度を一覧として作成したもの、下段の②は、財政規模として、全会計の予算規模の当初予算額を約 250 億円から 350 億円の枠で整理した内容ですので、参考までに添付してございます。

以上で説明を終わりますが、ご協議のほど、何卒よろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局より説明がございましたが、委員の皆様から質問がございましたら、挙手の上発言を願います。

委員

議員の活動日数が 102 日とすると、1 議員当たりの年収はどのくらいになるのか。

議会事務局

令和 6 年度ベースで、毎月の報酬額と、手当がございましたので、合計しまして、410 万円という金額になっております。

委員

そうすると 102 日出て、日当だと 4 万円ぐらいか。

議会事務局長

割り返すと単純計算ではそういう答えになります。

委員

この本日の委員報酬は 1 日の日当はいくらですか。

議会事務局長

諮問委員の日当は一律 6000 円の設定になってございます。

委員

先ほど財政が圧迫するという説明がありましたが、積立金がなくなるというのは、何年くらいでなくなる見込みですか。

財務課長

10 月 30 日に全員協議会で一般財政試算ということでお示ししました。背景として、ふるさと応援寄附金が令和 5 年度は 34 億程度、国際情勢の影響から原材料が確保できなくなったことから今年度は前年より大幅に減る見込みで、財政試算を議会に報告した次第です。その中で歳入は固く見て、歳出はできる限り見込んで推定を出しています。かなり固く出している中で令和 11 年度で基金がなくなる推計を出しています。

委員

厳しいですよ。こういう財政の中で、議員報酬を上げるという提案もいいですけど、前回議員報酬を上げたときに、議員のなり手がいないということで、若い人も議員になれるようにということで報酬をあげたはずなんですよ。その結果、上げたけれども、その年は議員のなり手がなかった。議員が増えるのかなと思ったらそうはならなかった。議員のなり手がいないっていうのは違うところに要因があると思う。一つ思うのは、財政が 5 年後に悪化するっていうのを議員の方が知ってなければならぬ。それを町民に知らせる活動報告が議員で少なかったんじゃないか。今に来て財政が悪くなるっていうのを聞いて、それでも上げたい。実際に 102 日働いて、日当 4 万円ならかなり高額の日当ですよ。町長の給料上げたときも言ったんですけど、働いたら働いただけ上げてもいいんじゃないかって言って、諮問したと思うんですけども、議員が本当に財政悪化について、この諮問の前に町側と議論できなかったのか。この場に議員は誰もいないから、何とも答えようがないと思うんですけど、行政ももう少し議員に、その財政がこうだよという説明をするべきではないか。普通の会社だったら 5 年後に倒産するっていう話でないよね。内部留保金これだけあって 5 年後になったら、もっと前からリストラとかいろんなことをやっていかねばならないし、と思うんですけど財政の方でどうか。

財務課長

先ほど説明が重複するかもしれないんですけども、例えばですね、今回の財政推計も歳入の部分、例えばふるさと納税、この部分については、令和 6 年度ですね、7 億円程度しか入って

こないだろうという推計を出しています。そして、7年度以降も3億程度だろうということで推計を出してるんですけども、実際、昨日ふるさと納税が10億円を突破したということで、まずそこで3億円程度錯誤が出てきている、いい方向にいったという状況です。繰り返しになりますけれども、財政推計を出す上でこれ以上の悪化はないという、固く見る傾向で我々は推計をしますので、これ以上の悪化はないという状況で、令和11年度赤字になるという推計を出しています。昨日の定例会でも、一般質問を受けて議員からも、大型事業やりすぎだ、歳入に見合った歳出の予算を確保すべきだというような貴重なご指摘も受けておりますので、その辺を経て令和7年度以降、優先順位を決めながら事業を進めていくべきではないのかなと思っております。ですので今回議題となっております議員の報酬の部分については、財政状況の部分を勘案せず、その部分を含めないで議論いただければなというふうに思います。

委員

町長の給料が上がったから、議員報酬も上げるということですね。逆に町長が、財政状況が非常に厳しいということで、例えば半分に減額するといった場合は議員の報酬にも繋がるのでしょうか。

議会事務局長

先ほど私が説明した内容は、前回原価方式を導入した中で、計算式で積算するとこういう結果になりますということで、去年4月に町長の給与を戻した段階で、本来は上げる手続きを行う流れだったんですけど、次の改選からということで来年の11月から適用したいということで、町長の給料に基づいて改正を行うので、それに倣って町長が独自削減するような部分と、議員は議員の中で協議を行って結果を出すものかなという認識で私は考えております。町長が例えば50%を削減するといった中でも、やはり議員で下げる幅については、議員の中で協議を行った中で見直しを行うのが選択としてはベストかなと思ってございます。

委員

そうなのかな。上げる時だけ増えて、下げるときは自分の意思でというのはおかしいと思わないですか。

総務課長

報酬等審議会は、町長等の給与と議員報酬額を審議するもので、例えば町長の給料を半分にしますといったときに、今のその原価方式を採用しているのであれば、それをまた諮問することになります。自分たちの意思で条例改正してというわけではなくて、審議会にかけてその意見を町長に答申して、基本的に町長はその答申を尊重します。それに基づいて条例改正するというのが筋だと思いますので、まずは皆さんの審議をいただいて、それを判断するというようになります。

委員

そうですね。ただ原価方式っていうのを採用しているわけでそれはちゃんとルールを作ったのであれば、それを取ってやらないと信用性がなくなる。せっかくルールを作ったんだったら。それともう一つ条例議員の6000円の報酬について。かなり前から6000円だと思う。けども、委員もいろいろあり、無報酬でやっている人もいます。昔はボランティア的にやってたんですけど、これが今の時代に即しているのか。その辺も議員の報酬を上げて、委員は何もないと

なると疑問も出るんじゃないかと思います。その辺は今後考えていきたいというところはありません。

総務課長

おそらく無報酬でやっていただいているのは、協働のまちづくりで進めてきたものがまだ残っていると思います。当時はそういう考え方で良かったと思います。協働のまち作りでやってきたんですけども、やはりおっしゃるようにいくらボランティアでも有償ボランティアでもいいんじゃないかなというご発言だと思いますので、その辺の検討というのは当然されるべきだろうし、日額報酬について定めている 6000 円の報酬額について、他の委員とのバランスがあると思います。例えば会議時間が 30 分ぐらいで終わってしまう会議もありますし、2 時間半とかかかる会議もありますので、その辺のバランスをどう決めていっていかっているものもあると思います。時給換算みたいになるとそれが報酬としてふさわしいのかなというものもありますから、その辺の議論はしたいと思います。また、月額報酬でお支払いしている委員の報酬というのは行革前に還元していますので、残っているのは日額報酬の部分だけですから、その辺はまた議論をさせていただきたいと思っています。

委員

議員で飯を食うっていう人であればそのくらいは必要な気はしていますけど、議員の年齢を見ても、自分たちと同じような年齢の人たちで、会社の社長であったり、そういう自分の仕事を持ちながらの議員活動を行っており、これは昔から同じで、本来、報酬目的でやるものなのか、それとも議員として町を盛り上げていかなければならないという気持ちでやるものか、議員っていうのはどっちが優先されなければならないのかっていうのも思っています。上げることに關しては、そういう仕事をしてるのであれば、そこは OK だと思うんですけど、102 日の他にあと 365 日あるわけですから、後の 200 日は自分の仕事をしてるんだっていうことを考えて、そういうところから見ると、町長が上がったから議員を上げるという考えっていうのは本当にいいんだろうかという気がする。議員が町民の前にきて、話を聞いたり、議員報告などをやっているのかどうか。そういうことをするのが議員だと思うし、しているのであれば OK だとみんな言う。

例えば、漁業関係の質問を議会だより等で見たらこんなの誰から聞いたのよ。そういうような質問なんですね。僕らが思うのとは全然違うようなことを質問したりしてるわけですよ。

議員としての活動をちゃんとしてるのかっていうことにも繋がると思うんです。その議員の資質にもよると思うんですけども、だからやっぱりきちっとした数値化して上げるっていうのもありだと思う。周りをきちっと見てるんですかっていうそういうところもやっぱり参考にしなければ、議員の報酬というのは論議していないんじゃないのかな。

議員は一生懸命頑張ってるんだよっていうのが見えれば、議員としての心構えをきちっとしていれば、普通に上げればいいと思うけども、同じような年代で 1 日 4 万円もらってたらみんなやるっていうかもしれない。40 代 50 代の若い人が出てこられるシステムにしてというのであれば報酬を上げるのはいいと思う。それでなければ上げなくてもいいような気もする。町長が上がっても議員は今のままでいいのではないかという気がしている。

委員

1 日 4 万円という指摘はある程度予測できていたのではないかと思います。ただ、あえて資料に記載をしなかったのは、隠したいという意図があったからだろうか。

議会事務局長

算出は基本的に前回の算出方式で資料を整えたため、今回もそれに倣ったためです。

委員

100日間っていうので、実際に何ができるのっていう印象が我々民間ではあるかなというふうに思う。仕事してる中で100日間しか仕事をしてない人は多分いないのかなと思う、それで1日4万円っていうのは多いかなと思う。若い人が議員になりたいっていう人がいない。いないというかできないっていうのが実際だと思っています。これが1日の報酬が半分になって、活動する日数が100日じゃなくて200・300日とか仕事として議員をやっていたら、もっと町が良くなるように動けると思ってる若い人たちもたくさんいるはずなんで、そういった方を取り入れるためには、報酬を下げ、日数を増やして、金額的にはもっともって思ってもいいとは思いますが、そういったやり方の方がいいんじゃないかなと私は考えておりました。

委員

議員の活動は102日だけではないと思う。365日の中で、議会を運営、常任委員会が102日って僕は捉えてるので、普段自分なりに町民を回ったり、会社のところもあったり、そういう活動も含めた議員活動かなって思ってるので、日数でなくて、365日議員活動してるんだよということ私は基本的には思ってる。財政が5年後の厳しいっていうことを推計されてますが、ふるさと納税が順調にいかねばの話であって、それが見込めるか見込めないか、財務課長の説明でいけば5年後に危ういよっていうことを踏まえるのであれば、今の段階で上げるという選択はないのかなという私なりの意見。だが、議員活動としてはきちんと365日やりますというふうに私は捉えています。私はそれなりの活動をしてもらえば、別にあげてもいいのかなと。ただ、財政の方が厳しいのであれば、その辺、議員の中でおそらくそういうふうに議論して、いやいやって話になれば、減額するっていう考え方もとられるのかな。

委員

今、議員報酬は、原価方式で算出するっていうことに決まっていますよね。それ以前は、いろんな町の町長の報酬もそうでしょうけど、財政難だから何%減らすとかを繰り返していつしかそれが当たり前になったと思うんですよね。議員報酬も財政難だから何%削減して、これが当たり前になって、そういうことも議員になりづらい環境でもあったのかなと思います。そういうのを踏まえて、議論をして原価方式を受けて、町長の金額を基にパーセンテージで出してっていうことでやっていくんだと。当時原価方式を入れたときには、確実に議員報酬は上がった、そういう方式を作った。それは、ふるさと納税の寄付額が37億じゃなくて15億とかそのぐらいのときに、そういう決断をして、基準を作ったと思う。その中で当然パーセンテージを出す議員活動日数っていうのは議論するべきだと思います。中には一見365日、議員としてやってるんだからいいでしょう。それも当然だと思います。かといって何を基準にするかって言ったら、議員活動日数は常任委員会とか定例会とかそういう部分で、日常活動日数はそれにとまわらない活動で、その日常の活動日数を入れると、365日議員として活動してるんだからっていうのと、変わらなくなってしまうので、議員として最低でもやる議員活動日数、これが54日は正確なのかどうかちょっと私はわかんないんですけど、そういう部分でパーセンテージを出していった方が私はいいいんじゃないかなと思う。日常活動日数が54、48日っていう

のはよくわからないし、ちょっと日数を上げるために足したような数字になるんじゃないかなと思うので、その辺を考えるべきだと思います。当然、今後財政難になれば、町長の報酬も議論されるでしょうし、そのときに町長のみ何%削減となるのか、町長の給料を80万にするのか70万にするのかっていう議論することによって議員も変わってくる。そこをシビアに見た方がいいんじゃないかなって感じがします。

町長の給料を前回81万だったのは、なんで90万にしたんですか。

総務課長

平成17年から、財政健全化ということで、職員の給与も減らし、町長等も減らしてきたんですけども、平成27年から今の財政状況を考えた場合、職員の給料はその財政行財政改革でやったときの削減をやめようということで職員の給料は戻りました。ただ町長の報酬も、合わせてやればよかったんですけどそこが議論されずにきました。それを令和5年から町長も削減前に戻したというような流れです。

委員

それに伴って議員の報酬も改定されるわけですから、町長の給料が上がれば議員の報酬もっていうのは考え方として、町長が上がるから議員も上がるっていう考えはやむを得ない。ルールとして必要なことだと思う。

委員

皆さんのおっしゃることほぼ一緒になってしまうかと思うんですが、ちょっと質問なんですけど、議員報酬は年間でいくぐらい支出されるものなんでしょうか。

議会事務局長

令和6年度の予算では報酬と手当を合わせて14人で6150万です。改正案の通り上げるということになれば、合計しまして、6828万円、約680万円の増ということになります。手当は人事院勧告に準拠して、年間4.6ヶ月支給するという形になってます。

委員

5年後に赤字になるという見込みが立ってるのであれば、無理して今上げる必要もないのかなと思ったんですけど。そのくらいのわずかな金額であれば、あまりその財政にも影響ないのかなっていう気はしないでもないんですけど、そこが普通の会社だったらまず上げないんじゃないかなっていうのは率直な感想で質問等は特にございませぬ。

委員

諮問委員会で、例えば上げてもいいよ。ただし付帯で、例えば財政の健全化になるまでは見送ってほしいとか、例えば上げない方がいいと委員会で答申したときは、それでも議会は議員提案として上げれば上がってしまうんですね。

議会事務局長

答申は答申として受け止めて、最終的には議会で最終判断を行うことになります。

委員

議会広報が広報と一緒に来るんですけど、やはり同じように議員の質問とかいっても、私達とはちょっと離れてますし、やはり各議会活動の他に活動っていうのかそういうのが目に見えない部分が私達にはある。周りにいる議員を見てても、議員の他に、朝から晩まで自分の仕事の方で動いてるのしか見てない部分もある。議員の活動が、もうちょっと皆さんの耳・目に見えるような方法をとって議員にも努力していただきたいなっていうのが本音ですね。

委員

議員の活動が目に見えないというのはもっともな意見だと思う。しかし議員報告会を開いても、町民もたいして来ないのが現状。議員に言っているのは、YouTube で議会中継されていますが、だと顔が見えない。人がいるのはわかるんだが粗雑で…、声も小さくて聞き取りづらい。議会議案についても、議員が了承した議事が議会広報に載っていないから、議員方が何を了承したのかもわからない状況。だから YouTube で、もう少し発言者や発言内容がわかるようにしてほしい。そういう形で議会の活動が見えれば、もっと活性化につながると思う。それに伴って、町政のあり方が、もう少し透明性をもって、議員が最後の砦としてやっていかないと。議員が何も言わないからどんどん町の政策が始まって、お金がないっていう話になってくる。ふるさと納税が今どんと落ちましたよね。元々ふるさと納税を財源としてあてにするものでないという認識ありますよね。東京と大阪、名古屋などはふるさと納税制度をなくす運動をしていると聞いた。その法案が通った場合ふるさと納税制度がなくなる可能性がある。そういう中で、一般財源にふるさと納税をあてにするような、大型のプロジェクトがあるのが間違っている。すでに建ててしまったものはしょうがない。病院だってこれから財源を積み込まなければならない時代。大型プロジェクトを進めるときには、アンケートを行ったり、選定委員に一般の有識者も入れてやるなど町民の理解を得る取組が必要。その辺の情報公開が町の進め方が悪いのではないか。また、それを止める議員も止められないのが実情だと思っている。今回の議員報酬に関しても上げることはいいけど、財務内容をきちんと確認するという付帯意見をつけたうえであれば、上げることはやぶさかでないと思う。ただ、報酬を上げるにしても今の時期ではないねっていうのはみんなの一致の意見だと思う。

会長

原案通り上げるっていうことでいいでしょうか？また、付帯意見として、議員活動について町民に伝わるようにということ、議員報酬は上げてもいいが財政状況を見て判断してほしいという内容にします。ここで答申の案をつくりますので、若干の休憩をはさみます。(休憩)
それでは、再開いたします。ただいま、事務局より答申の案につきまして、お手元の方に行っただと思いますが、再度目を通していただきたいと思えます。それで問題なければ、町長に対して答申いたしたいと思えます。

全委員 異議なし

総務課人事厚生係長

それでは会長より町長へ答申をお願いします。

会長

協議いたしました結果、八雲町議会議員の議員報酬の改定について、当審議会は下記の通り決定したので答申いたします。1、八雲町議会議員の議員報酬額は原価方式によって明確化

されている限り、改正案の通りとすることが適当である。議長報酬月額 37 万 8000 円、副議長報酬月額 30 万 6000 円、委員長報酬月額 28 万 3000 円、議員報酬月額 27 万円、付帯意見といたしまして、今後の議員活動、開かれた議会運営を強く望みます。また、改正時期につきましては、令和 7 年 11 月の選挙後としているが、財政状況を勘案して判断していただきたい。以上でございます。

総務課人事厚生係長

それでは以上をもちまして、八雲町議員報酬及び特別職給料審議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりご審議ありがとうございます。